

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局、中丹広域振興局)	355
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	356
○土砂災害警戒区域の指定 ( )	357
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 ( )	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 ( )	358

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	358
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (南丹広域振興局)	360
正 誤	
○令和8年5月26日付け京都府公報第717号中	361
○令和8年6月2日付け京都府公報第719号中	〃

## 告 示

### 京都府告示第324号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所  
船井郡丹波町仏主陽山1の4、4の1、5の2、7の3、9の2、10の2、11の2、12の2、12の5
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹波町役場においてその関係書類を閲覧することができる。)

### 京都府告示第325号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所  
綾部市内久井町元屋敷44、46、47、12の1、8012、8013の1、8014
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
元屋敷44・46・8012・8014(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

綾部市坊口町尾ノ内4の5から4の10まで、5、5の1から5の5まで、5の9から5の11まで、6、6の1から6の4まで、6の6から6の11まで、7、7の1、7の2、7の4から7の15まで、7の17、7の

18、8、8の1から8の11まで、箱垣30の1、30の2、31の1から31の3まで、32、33、34の1から34の3まで、35

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

尾ノ内4の5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成29年京都府告示第334号	向日町B（う 1003-3）	向日市向日町北山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所



京都府告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向日町B(う 1003-3)	向日市向日町北山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虹山(新そ 3019-4)	木津川市加茂町奥畑地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所



京都府告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成29年京都府告示第335号	向日町B(う 1003-3)	向日市向日町北山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

3 閲覧場所 向日市役所



京都府告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
虹山(新そ 3019-4)	木津川市加茂町奥畑地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

3 閲覧場所 木津川市役所

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
複合機能型災害対応車両 1台
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和9年3月25日（木）
- (4) 納入場所  
舞鶴市消防本部西消防署（舞鶴市字西108番地3）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5442

ファクシミリ番号（075）414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年6月16日（火）から令和8年7月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「車両・船舶類」—小分類「自動車」

イ 大分類「車両・船舶類」—小分類「特殊車両」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び

同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

##### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

##### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

##### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年7月27日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年7月28日（火）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年7月28日（火）午前10時15分

##### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

##### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「複合機能型災害対応車両 1台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のし

た入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

#### (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### 9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）

に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

#### 10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Multi-Purpose Disaster Response Vehicle 1 stand

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, June 16, 2026 to Tuesday, July 14, 2026 (except for Sundays and Saturdays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, July 27, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, July 28, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, July 27, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Tuesday, July 28, 2026  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年6月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏

- 名及び主たる事務所の所在地  
 宇部採石工業株式会社  
 代表取締役 西川 政宏  
 亀岡市東別院町栢原タカラ山33番28
- 2 林地開発行為の目的  
 土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
 亀岡市東別院町栢原タカラ山33番10ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
 44.5ヘクタール
- 5 期間  
 (1) 林地開発行為を行う期間  
 令和8年12月8日から令和11年12月7日まで  
 (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
 昭和51年4月24日から令和23年12月7日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
 有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	運搬車両の出入口から100m以内の区域(府道茨木亀岡線)(次の図のとおり)	定期的に周辺道路の清掃を行う。 場内でタイヤを洗ってから出入りする。
交通量の増加	〃	日曜日は、操業しない。 児童及び生徒の登校時である午前7時40分から午前8時30分までの間は、運行を中止する。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。
濁水の発生	亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に降った雨は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内に降った雨は、全量カットの防災池に集水し、晴天時に河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。 また、定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。
粉じん又は騒音の発生	林地開発行為に係る区域から100m以内の範囲(次の図のとおり)	開発区域の外周に残置森林又は造成森林を設け、周辺への影響を

少なくする。  
 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。

- 8 縦覧場所  
 (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
 亀岡市荒塚町一丁目4の1  
 (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
 (3) 宇部採石工業株式会社  
 亀岡市東別院町栢原タカラ山33番28
- 9 縦覧期間  
 令和8年6月16日(火)から令和8年7月15日(水)まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先  
 (1) 提出期間  
 令和8年6月16日(火)から令和8年7月15日(水)まで  
 (2) 提出先  
 〒621-0851 亀岡市荒塚町一丁目4の1  
 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
 (「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)

正 誤

令和8年5月26日付け京都府公報第717号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
296	右	下から16	鈴木 茜	鈴木 茜音
298	左	下から20	鈴木 茜	鈴木 茜音

令和8年6月2日付け京都府公報第719号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
318	右	下から13	城陽市中芦原68番184(次の図に示す部分に限る。)	城陽市中芦原68番184
		下から9	水道事業用地とするため	水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。）